

## 平成27年度特許等取得活用支援事業における コンソーシアムとしての諸要件

### (1) 定義

コンソーシアムとは、2以上の者によって、特許等取得活用支援事業を実施することを目的とする組織をいう。

### (2) 組織形態

- ① コンソーシアムを構成する場合には、その構成する者（以下「構成者」という。）の中から、法人格を有する代表者（以下「代表法人」という。）を1者定めなければならない。
- ② 構成者の間では、組織目的・運営方法・経理処理等に関する規約等<sup>(※)</sup>が締結され、統一した事務処理が実施できる体制を構築しなければならない。

※ 申請に当たっては、全構成者の代表者が記名押印した以下のアからウに掲げる事項を証する書類（様式6）を添付するとともに、九州経済産業局との委託契約締結時に規約等を提出しなければならない。ただし、申請時において規約等を提出する場合はこの限りでない。

ア 当該コンソーシアムへ参加すること

イ 当該事業計画へ同意すること

ウ 当該コンソーシアムが共同で定める各種規約等へ同意すること

- ③ コンソーシアムは、それ自身が法人格を有することを要しない。

### (3) 名称使用

特許等取得活用支援事業を実施するコンソーシアムの構成者は、「知財総合支援窓口」を名乗ることとする（例：「〇〇県知財総合支援窓口 〇〇機構」など）。

### (4) 事業の運営及び実施

- ① コンソーシアムが法人格を有する場合は、単独の法人による事業実施と同様に扱う。
- ② コンソーシアムが法人格を有しない場合には、代表法人の代表者が特許等取得活用支援事業の契約者となり、コンソーシアムを組む他の構成者の実施も含め、当該事業に関する委託費の支出等の管理を行い国との契約上の責任を負わなければならない。
- ③ コンソーシアムの構成者間で、公募要領3.のうち以下の事業について分担・連携して実施することができる。

- 1) 中小企業等の利便性等を踏まえた場所への支援窓口の設置
- 2) 課題等の解決を図るワンストップサービスの提供
- 3) 知財専門家の活用
- 4) 支援機関との連携及び定期的な情報共有
- 5) 訪問による知的財産を有効に活用できていない又は海外展開を計画する中小企業（組合等の地域団体商標における出願主体を含む）の発掘（支援窓口による掘り起こし）及び知的財産の活用促進に関する支援
- 6) その他必要な業務の実施

なお、上記事業の実施に当たっては、国との契約における事業計画書にあらかじめ必要な実施体制・内容・費用内訳等を記載することとする。